

○北しりべし廃棄物処理広域連合契約規則

全部改正 平成 14 年 9 月 12 日規則第 28 号

最近改正 令和 6 年 3 月 14 日規則第 4 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条）
- 第 2 章 一般競争入札による契約（第 2 条―第 7 条）
- 第 3 章 指名競争入札による契約（第 8 条・第 9 条）
- 第 4 章 随意契約（第 10 条―第 12 条）
- 第 5 章 契約の締結（第 13 条―第 19 条）
- 第 6 章 監督、検査等（第 20 条―第 25 条）
- 第 7 章 補則（第 26 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規則は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）その他別に定めるもののほか、契約について必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 章 一般競争入札による契約

（入札の公告）

第 2 条 法第 29 2 条において準用する地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 16 7 条の 6 第 1 項の規定による公告は、当該入札期日の 5 日（緊急を要する場合には、3 日）前までに行うものとする。

2 政令第 16 7 条の 6 第 1 項に規定する入札について必要な事項は、入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時並びに同条第 2 項に規定する入札の無効に関する旨のほか、次に掲げる事項とする。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 契約条項を示す場所及び日時
- (3) 入札保証金についての事項
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、広域連合長が必要と認める事項

（保証金）

第 3 条 政令第 16 7 条の 7 第 1 項に規定する入札保証金の率は入札金額の 100 分の 3 以上とし、政令第 16 7 条の 16 第 1 項に規定する契約保証金の率は契約金額の 100 分の 10 以上とする。

2 前項の規定にかかわらず、長期継続契約（法第 23 4 条の 3 に規定する契約をいう。以下同じ。）に係る入札保証金の率は入札金額を 1 年間当たりの額に換算した額の 100 分の 3 以上とし、長期継続契約に係る契約保証金の率は契約金額を 1 年間当たりの額に換算した額の 100 分の 10 以上とする。

3 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に広域連合を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 一般競争入札に付する場合において、政令第 16 7 条の 4 及び政令第 16 7 条の 5 第 1 項に規定する資格を有する者で、過去 2 年の間に国又は地方公共団体を相手方として当該入札に付する契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したのについて、その者が契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- (3) 前 2 号に定めるもののほか、一般競争入札に参加しようとする者が契約を締結しないおそれがないと広域連合長が認めるとき。

4 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に広域連合を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 広域連合が契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と公共工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 前項第2号に規定する者が当該契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、契約の相手方が当該契約を履行しないおそれがないと広域連合長が認めるとき。

（保証金に代わる担保）

第4条 政令第167条の7第2項（政令第167条の16第2項において準用する場合を含む。）に規定する担保は、国債及び地方債（以下「国債等」という。）のほか、次に掲げる担保とする。

- (1) 政府の保証のある債券
 - (2) 銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券
 - (3) 銀行又は広域連合長が確実と認める金融機関が振出し又は支払保証をした小切手
 - (4) 銀行又は広域連合長が確実と認める金融機関が引受け又は保証若しくは裏書をした手形
 - (5) 銀行又は広域連合長が確実と認める金融機関に対する定期預金債権
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、広域連合長が確実と認める担保
- 2 国債等並びに前項第1号及び第2号に掲げる債権は、無記名式とする。
- 3 広域連合長は、第1項第5号に掲げる債権を徴するときは、当該債権に質権を設定させ、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は広域連合長が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面を提出させるものとする。
- 4 第1項に規定する担保の価値は、次に定めるところによる。
- (1) 国債等又は第1項第1号若しくは第2号に掲げる債券 額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額
 - (2) 第1項第3号から第5号までに掲げる証券又は債権 小切手金額、手形金額又は債権金額

（保証金の還付）

第5条 広域連合長は、入札が終了したとき又は入札を延期し、中止し、若しくは取り消したときは、速やかに、入札保証金をその納入者に還付する。

- 2 広域連合長は、契約締結後、落札者に入札保証金を還付する。この場合においては、落札者の申出により還付すべき入札保証金を契約保証金の一部に充当することができる。
- 3 広域連合長は、契約履行後、契約保証金を契約の相手方に還付する。

（予定価格の決定等）

第6条 広域連合長は、一般競争入札に付するときは、当該入札に付する事項の価格の総額について当該事項に係る図面、仕様書、設計書等によって算出し、予定価格（消費税及び地方消費税の相当額を含む。以下同じ。）を定めるものとする。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価について予定価格を定めることができる。

- 2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短その他必要な事項を考慮して適正に定めるものとする。
- 3 広域連合長は、予定価格を記載した書面を封書にして、開札の際、開札場所に置くものとする。ただし、予定価格を事前に公表する場合は、この限りでない。
- 4 広域連合長は、一般競争入札に際し、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を設けることができる。
- 5 前項の規定により調査基準価格を設けた場合において、最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格が調査基準価格以下であるときは、広域連合長は、その契約の適否について調査を行い、当該申込みに係る価格では当該契約の内容に適合した履行がされないとき認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするることができる。
- 6 広域連合長は、調査基準価格又は政令第167条の10第2項の最低制限価格を設けたときは、第3項の書面に併記するものとする。

(契約の相手方への通知)

第7条 広域連合長は、入札により契約の相手方を決定したときは、直ちに、その旨を契約の相手方に通知しなければならない。

第3章 指名競争入札による契約

(参加者の指名)

第8条 政令第167条の12第1項の規定による指名は、その締結しようとする契約の種類及び金額に応じて、関係市町村（北しりべし廃棄物処理広域連合規約第2条に規定する関係市町村をいう。）において政令第167条の11第1項及び第2項に規定する資格を有すると認められている者（以下「関係市町村有資格者」という。）のうちから行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、広域連合長は、次の各号のいずれかに該当するときは、関係市町村有資格者以外の者を指名することができる。

(1) 関係市町村有資格者のうちに当該契約を履行することができる者（以下「同種業者」という。）がないとき。

(2) 同種業者が少数のため入札に適正を欠くおそれがあると認めるとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、広域連合長が必要と認めるとき。

3 第2条の規定は、政令第167条の12第2項の規定による通知について準用する。この場合において、第2条第2項中「第167条の6第1項」とあるのは「第167条の12第2項」と、「入札に参加する者に必要な資格、入札」とあるのは「入札」と、「同条第2項」とあるのは「同条第3項において準用する政令第167条の6第2項」と読み替えるものとする。

(一般競争入札に係る規定の準用)

第9条 第3条から第7条までの規定は、指名競争入札による契約について準用する。この場合において、第3条第1項中「第167条の7第1項」とあるのは「第167条の13において準用する政令第167条の7第1項」と、同条第3項第2号中「第167条の4及び政令第167条の5第1項」とあるのは「第167条の11第1項及び第2項」と、第6条第6項中「第167条の10第2項」とあるのは「第167条の13において準用する政令第167条の10第2項」と読み替えるものとする。

第4章 随意契約

(随意契約によることができる場合の予定価格)

第10条 政令第167条の2第1項第1号の規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 工事又は製造の請負 130万円

(2) 財産の買入れ 80万円

(3) 物件の借入れ 40万円

(4) 財産の売払い 30万円

(5) 物件の貸付け 30万円

(6) 前各号に掲げるもの以外のもの 50万円

(政令第167条の2第1項第3号に規定する規則で定める手続)

第10条の2 広域連合長は、当初予算の成立後速やかに、当該年度に締結することが見込まれる政令第167条の2第1項第3号の規定による契約（以下この条において単に「契約」という。）の名称、概要、締結の時期等の見通しを公表するものとする。

2 広域連合長は、前項の規定による公表をした後において必要があると認めるときは、同項の規定により公表した契約以外の契約を締結することができる。この場合において、当該契約に係る政令第167条の2第1項第3号に規定する規則で定める手続は、次項及び第4項に定めるところによる。

3 広域連合長は、契約を締結しようとするときは、契約を締結する予定の日の5日（緊急を要する場合にあっては、3日）前までに、当該契約の名称、内容、相手方の決定方法その他必要事項を公表するものとする。

4 広域連合長は、契約を締結したときは、速やかに、当該契約の名称、締結日、内容、相手方となった者の名称、相手方とした理由、金額その他必要事項を公表するものとする。

(予定価格の決定)

第10条の3 広域連合長は、随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、あらかじめ、第6条第1項及び第2項の規定に準じて予定価格を定めなければならない。

(見積書)

第11条 広域連合長は、随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、2人以上の者から見積書を徴しなければならない。ただし、契約の性質又は目的上2人以上の者から見積書を徴することができない場合は、1人の者から見積書を徴するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、見積書の徴取を省略することができる。

- (1) 法令の規定により価格が定められているものについて契約をするとき。
- (2) 図書、定期刊行物等で、価格に競争性のない物品を買い入れるとき。
- (3) 国又は他の地方公共団体と契約をするとき。
- (4) 1件の予定価格が10万円未満の契約をするとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、広域連合長が見積書を徴する必要がないと認めるとき。

(一般競争入札に係る規定の準用等)

第12条 第3条第1項(入札保証金に係る部分を除く。)、第2項(入札保証金に係る部分を除く。)及び第4項、第4条、第5条第3項並びに第7条の規定は、随意契約について準用する。この場合において、第3条第4項第3号中「前項第2号に規定する」とあるのは「過去2年の間に国又は地方公共団体を相手方として当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した」と、第4条第1項中「第167条の7第2項(政令第167条の16第2項において準用する場合を含む。)」とあるのは「第167条の16第2項において準用する政令第167条の7第2項」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する第3条第4項の規定によるもののほか、広域連合長は、随意契約の方法により契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が当該契約を履行しないおそれがないと認めるときは、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

第5章 契約の締結

(契約書の作成等)

第13条 広域連合長は、一般競争入札若しくは指名競争入札により落札者を決定したとき又は随意契約により契約の相手方を決定したときは、7日以内に契約書を作成し、当該契約を締結しなければならない。ただし、必要と認めるときは、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約を締結しないときは、契約をしないものとみなす。

3 第1項の契約書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当しない事項については、この限りでない。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約金額
- (3) 取引に係る消費税及び地方消費税の額
- (4) 契約の履行の方法、期限又は期間及び場所
- (5) 契約保証金についての事項
- (6) 契約金の支払の時期及び方法
- (7) 監督及び検査についての事項
- (8) 履行の遅滞その他債務の不履行のときにおける遅延利息、違約金その他の損害金についての事項
- (9) 危険負担についての事項
- (10) 契約不適合責任についての事項
- (11) 契約に係る紛争の解決方法
- (12) 前各号に掲げるもののほか、広域連合長が必要と認める事項

4 広域連合長は、契約が北しりべし廃棄物処理広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成14年北しりべし廃棄物処理広域連合条例第27号)の規定により議会の議決を得なければならないものであるときは、議会の議決を得た後速やかに本契約を締結する旨を記載した仮契約書により、仮契約を締結するものとする。

(契約書の作成の省略)

第14条 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 1件の請負金額が130万円以下のもの又は1件の売買金額が80万円以下のものについて契約を締結するとき。
- (2) 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納し、直ちに引き取るとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、広域連合長が契約書を作成する必要がないと認めるとき。

(請書等)

第15条 広域連合長は、前条の規定により契約書の作成を省略するときは、特に軽微なものを除き、契約の適正な履行を確保するため、請書又はこれに準ずる書類を徴するものとする。

(契約の変更)

第16条 契約の相手方は、災害その他やむを得ない理由により所定の期限内に契約の履行ができないときは、広域連合長の承認を得て契約を変更することができる。

2 広域連合長は、必要と認めるときは、契約の相手方の同意を得て契約を変更することができる。

(債権譲渡等の禁止)

第17条 契約の相手方は、広域連合長が承認した場合を除き、契約上の債権及び権利を譲渡し、又は担保に供することができない。

(前金払)

第17条の2 政令附則第7条に規定する前金払の対象とする工事は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める工事とする。

- (1) 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「省令」という。）附則第3条第1項に規定する前金払 当初の契約金額が200万円以上で、かつ、当初の工期が40日以上
の工事
- (2) 省令附則第3条第2項に規定する前金払 当初の契約金額が1,000万円以上で、かつ、当初の工期が150日以上
の工事
- 2 前項の工事が、継続費又は債務負担行為により工期が2年度以上にわたる工事（以下「継続費等の工事」という。）であるときは、同項第1号の前金払にあつては契約当初において出来形予定額が200万円以上で、かつ、契約当初において工期が40以上の年度に限り、当該年度の前金払の対象とし、同項第2号の前金払にあつては契約当初において出来形予定額が1,000万円以上で、かつ、契約当初において工期が150以上の年度に限り、当該年度の前金払の対象とする。
- 3 省令附則第3条第1項又は第2項の規定により前払金の額を算出する場合において、その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 4 前払金を受けようとする契約の相手方は、前払金を請求する際に、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下単に「保証事業会社」という。）の保証証書その他広域連合長が必要と認める書類を広域連合長に提出しなければならない。
- 5 広域連合長は、前金払をした後において契約の内容を変更したことにより契約金額が増加し、又は減少したときは、契約の相手方に対し、当該増加分又は減少分に係る前払金を支払し、又は返還させることができる。この場合において、保証事業会社の保証契約変更証書その他広域連合長が必要と認める書類を提出させるものとする。

(違約金)

第18条 広域連合長は、契約の相手方がその責めに帰すべき事由により契約期間内に義務を履行しないときは、違約金を徴収するものとする。

(契約の解除)

第19条 広域連合長は、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、契約を解除することができる。

- (1) 入札又は契約の締結若しくは履行について不正の行為があったとき。
- (2) 契約の履行の見込みがないとき。

- (3) 必要な資格について無資格であることが判明したとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、契約事項に違反したとき。

第6章 監督、検査等

(監督職員及び検査職員)

第20条 広域連合長は、法第292条において準用する法第234条の2第1項の規定による監督に当たる職員（以下「監督職員」という。）又は同項の規定による検査に当たる職員（以下「検査職員」という。）を置くものとする。

- 2 監督職員は、当該監督に係る事務を担当する職員のうちから、当該事務を所管する主幹の職（これに相当する職を含む。）にある職員（以下「主幹職」という。）が指定する。ただし、事務局長は、必要があると認めるときは、主幹職を監督職員として指定することができる。
- 3 検査職員は、次の表の左欄に掲げる検査の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職員のうちから、同表の右欄に掲げる職員が指定する（同表の備考の適用がある場合にあっては、その定めによる。）。ただし、前項ただし書の場合における検査職員は、事務局長（事務局次長が置かれている場合にあっては、事務局次長）とする。

(1) 設計、測量、試験、検査、調査及び除排雪の業務委託、工事請負並びに補償（以下「業務委託等」という。）に係る検査（次号に該当するものを除く。）	主幹職	事務局長
(2) 主幹職が専決者（別に定めるところにより、広域連合長の権限に属する事務について最終的に意思を決定する職員をいう。）である業務委託等に係る検査	主査の職（これに相当する職を含む。）にある職員（以下「主査職」という。）	当該事務を所管する主幹職
(3) 前2号に掲げる検査以外の検査（北しりべし廃棄物処理広域連合物品会計規則（平成14年北しりべし廃棄物処理広域連合規則第4号）第7条の規定による物品の検収を除く。）	主査職	当該事務を所管する主幹職
<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 第1号の場合において、主幹職を検査職員に指定することができないときは、主査職のうちから指定するものとする。 2 第2号又は第3号の場合において、主査職を検査職員に指定することができないときは、当該事務を所管する主幹職を検査職員とする。 3 検査日において検査職員が不在であるときは、その直近の上司が当該検査を行うものとする。 		

(監督職員の職務)

第21条 監督職員は、契約書及び仕様書等に基づき、契約の相手方が作成した書類を審査するものとする。

- 2 監督職員は、必要があるときは、工事又は製造その他についての請負契約（以下「請負契約」という。）の履行について、立会い、工程の管理、履行途中における工事、製造等に使用する材料の試験又は検査等の方法により監督し、契約の相手方に必要な指示をしなければならない。

第21条の次に次の2条を加える。

(検査職員の職務)

第21条の2 検査職員は、契約の履行を確認するため、次の各号のいずれかに該当するときは、検査を行うものとする。

- (1) 契約の相手方が給付を完了したとき。
- (2) 第24条第2項の規定による既済部分又は既納部分の引渡しを求めるとき。
- (3) 第25条の規定による部分払を必要とするとき。

- (4) 前3号に定めるもののほか、広域連合長が必要と認めるとき。
- 2 前項の検査は、契約書及び仕様書等に基づき、契約の内容、数量等を確認して行うものとする。
- 3 第1項の検査において、必要があると認めるときは、破壊若しくは分解又は試験により検査を行うことができる。この場合において、これに要する費用は、契約の相手方の負担とする。
- 4 第1項の検査に合格しないときは、契約の相手方は、直ちに取替え又は補修等を行い、再検査を受けなければならない。この場合において、これに要する費用は、契約の相手方の負担とする。

(検査の立会い)

第21条の3 検査職員は、契約の相手方の立会いの下に検査を行わなければならない。ただし、契約の相手方が立ち会わないときは、契約の相手方以外の者の立会いを求め検査するものとし、検査の結果について、契約の相手方から立ち会わないことを理由とする異議の申立ては認めない。

(兼職の禁止)

第22条 検査職員は、特別の事情がある場合を除き、同一契約について監督職員と兼ねることができない。ただし、広域連合長が認めるときは、この限りでない。

(監督又は検査を委託して行ったときの確認)

第23条 広域連合長は、政令第167条の15第4項の規定により広域連合の職員以外の者に委託して監督又は検査を行わせたときは、当該委託を受けた者に当該監督又は検査の結果を書面により提出させるものとする。

(目的物の引渡し)

第24条 広域連合長は、検査の合格後、契約の目的物の引渡しを受けるものとする。

2 広域連合長は、必要と認めるときは、契約の目的物の既済部分又は既納部分を検査の上、その全部又は一部の引渡しを求めることができる。

(部分払)

第25条 広域連合長は、請負契約に係る既済部分又は物件の買入契約（以下「買入契約」という。）に係る既納部分について、契約で定めるところにより契約金額の一部を支払うことができる。

2 前項の規定により支払うことができる金額は、請負契約にあつてはその既済部分に対する代価の10分の9を、買入契約にあつてはその既納部分に対する代価を超えることができない。ただし、次の各号のいずれにも該当し、広域連合長が必要と認めるときは、既済部分の代価の全額までを支払うことができる。

(1) 請負契約が国庫補助事業又は起債対象事業であること。

(2) 契約期間が2年度以上にわたること。

3 前項の規定にかかわらず、請負契約で分割して引渡しが可能なものについては、その引渡部分の代価の全額を支払うことができる。

4 部分払の支払回数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める回数以内とする。ただし、広域連合長が認めるときは、この限りでない。

(1) 契約金額が100万円以上1,000万円未満の場合 2回

(2) 契約金額が1,000万円以上5,000万円未満の場合 4回

(3) 契約金額が5,000万円以上の場合 6回

5 部分払の支払請求は、広域連合長が必要と認める場合を除き、毎月1回を超えることができない。

第7章 補則

第26条 この規則に定めるもののほか、契約について必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平16. 3. 25規則2）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平17. 3. 30規則5）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平18. 9. 20規則4）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平20. 12. 26規則4）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令04. 5. 20規則1）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令 06. 3. 14 規則 4）

この規則は、公布の日から施行する。